

「社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における特定個人情報保護のあり方について」中間のまとめ（概要）

第1 番号制度に係る新たな条例等の制定の必要

1 番号法の個人情報保護制度における位置付け

番号法は、個人情報保護法等の特別法たる位置付けで、個人番号及び個人番号を含んだ個人情報（特定個人情報）の取扱いは、一般的な個人情報よりも厳格に制限されている。

2 番号法が都の個人情報保護制度に及ぼす影響

（1）個人番号及び特定個人情報は、個人情報保護条例における一般的な個人情報とは取扱いが大きく異なるものであり、仮に条例の改正によって、番号制度の導入に対応すれば、一つの条例の中に二つの制度が併存することになり、制度運用に混乱が生じる。

（2）個人情報保護条例における個人情報の定義は、番号制度において適用される個人情報の定義の範囲より広範なものであることから、仮に同条例を番号制度の考え方に合わせて改正した場合、従来の制度より狭い範囲の情報が個人情報に該当することになり、制度全体として見た場合、個人情報保護制度の後退につながる。

3 都における番号制度に係る条例等の整備の考え方

（1）番号法が個人情報保護三法の改正ではなく、特別法としての位置付けで別の法律として制定されたこと等を考慮した場合、既存の個人情報保護制度に混乱を生じさせるような現行条例の大幅な改正による対応は、必ずしも適切ではない。

（2）都においては、わかりやすい制度を構築し、運用における混乱を防止するとともに、より一層の都政の適正な運営と都民の権利利益の保護を図る観点から、新条例を制定するとともに、現行の個人情報保護条例等について必要に応じて改正を行うなどにより、番号制度に係る条例等の整備を行うべきである。

第2 新条例等に盛り込むべき主要内容①

1 条例の目的

番号法の目的を踏まえた上で、新条例の目的として、都における個人番号及び特定個人情報の安全かつ適切な取扱いを確保するために、個人情報保護条例の特例を設けることを明らかにする必要がある。

2 個人番号及び特定個人情報に対する保護措置について

（1）特定個人情報の定義

番号法において規定されている特定個人情報等の定義に基づき、新条例において、実務に即した定義の整理を行うべきである。

（2）個人番号の利用範囲

番号法は、個人番号の利用範囲を法定の場合のみに限定しているため、これに対応して、新条例においても、個人番号の利用範囲について厳格な制限を設けるべきである。

（3）特定個人情報の利用

番号法の規定を踏まえ、事務の目的の範囲を超えた特定個人情報の利用を禁止する旨の規定を設けるべきである。

（4）特定個人情報の提供

① 番号法は、特定個人情報の提供を法で規定している場合以外は禁止しており、新条例においても、番号法の規定に則して厳格な制限を設けるべきである。

② 番号法は、地方公共団体が条例で定める場合には、同一地方公共団体の異なる機関に対し、特定個人情報の提供を行うことができる旨を定めていることから、新条例において、都の異なる機関の間で特定個人情報の提供を行う場合について、規定を整備すべきである。

第2 新条例等に盛り込むべき主要内容②

(5) 特定個人情報の開示請求等

- ① 番号法は、地方公共団体に対し、番号法の規定の趣旨を踏まえた上で、保有する特定個人情報の開示等を実施するための措置を講ずることを求めていることから、都における特定個人情報の開示請求等について、新条例で規定の整備をすべきである。
- ② 番号法では、個人情報保護条例において認められていない任意代理人による開示請求等を認めているため、新条例において、任意代理人による開示請求等を認める規定を整備すべきである。

(6) 個人番号利用事務等の再委託

番号法では、個人番号利用事務等について委託を受けた者は、再委託を行うことができる旨を規定していることから、新条例においても、個人番号利用事務等についての再委託が可能である旨を規定する必要がある。

(7) 特定個人情報保護評価

番号制度では、個人番号を利用する事務においては、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられている。都における特定個人情報保護評価の実施について、新条例に位置付けるべきである。

第3 個人情報保護条例において改正すべき主要内容

都条例の制定に伴い、制度上の調整が必要な事項について、個人情報保護条例の改正を併せて行うべきである。

1 オンラインによる保有個人情報の提供について

- (1) 番号法は、異なる機関の間における情報連携について、情報提供ネットワークシステムを通じて行うことを原則としている。
- (2) 個人情報保護条例におけるオンラインによる保有個人情報の提供を原則禁止する規定については、必要な措置を講じることによってオンラインによる保有個人情報の提供が可能となるように改正すべきである。

2 個人番号を取り扱う事務の再委託の規定について

- (1) 個人情報を取り扱う事務の再委託については、個人情報保護条例では条文上明記されていないが、番号法においては、個人番号利用事務等の再委託が許容される要件や監督責任の所在等が明確に規定されている。
- (2) 個人情報保護条例においても、新条例の整備に併せて、再委託を認めることとし、再委託先への監督責任の明確化、再委託がなされるに当たって講じられるべき措置等について、条例等で明文化すべきである。

参考： 東京都情報公開・個人情報保護審議会への諮問の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」が平成25年5月31日に公布され、我が国において社会保障・税番号制度の導入が決定された。

本制度は、複数の行政機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であるとされる。

本制度の導入により、異なる機関の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり、国民の申請手続における利便性が向上する等のメリットが存する一方で、特定の個人に関する情報が集積・集約されることによるプライバシー侵害を未然に防ぐため、同法は、地方公共団体に対して、国に準じて個人番号を含む個人情報である特定個人情報の保護措置を講ずることについて義務付けている。

こうしたことを踏まえ、今後、都において、特定個人情報の適切な保護を図っていくため、「社会保障・税番号制度の導入に伴う東京都における特定個人情報保護のあり方について」諮問するものである。